

2007年3月

ＣＩＡ研究会 No11：金融商品取引法と内部監査
研究会 報告書

目次

I. はじめに

II. 研究内容

1. 法律の概要
2. 財務報告に係る内部統制の評価および監査の流れ
3. 各社の対応
4. 内部監査部門の役割

■参考資料

1. 会社法と金融商品取引法の内部統制比較
2. 既存の確認書制度
3. 「実施基準」のポイント
4. 業務フローチャート例
5. リスクコントロールマトリックス例
6. 有効性評価マトリックス例

I. はじめに

21世紀は、「内部統制の時代」と言えるかもしれない。

2001年12月、内部統制強化の議論を誘発したエンロン社の破綻が起こった。同社が象徴するのは、マネーゲーム的会社経営と経営者の暴走と言えよう。その後、同様の粉飾事件が複数の企業で発覚した。こうした状況を受けて米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）が2002年7月に制定される。同法は、証券市場の信用を回復させるため、監査制度、コーポレートガバナンス、情報開示等に関する抜本的改革を行うことを目的とした法律である。

この流れは数年遅れで日本にも及んできた。それは、2006年5月の会社法改正、同年6月の証券取引法の改正である。会社法では、取締役会が内部統制システムを構築しその内容を開示することが義務付けられた。証券取引法の改正（以下、金融商品取引法）では、財務報告に係る内部統制を経営者が評価し、報告することが定められた。

米国企業改革法にもとづく財務報告に係る内部統制の実施要領は、非常に費用と労力のかかる広範な内容になっている。そのため、その後、2006年7月に中小企業向けの指針（Guidance for Small Public Companies）が公表された。今後、この要領が主流になるとも言われており、米国の動きも流動的である。

そうした中、日本では2007年2月、金融庁企業会計審議会内部統制部会が、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（以下、実施基準）を公表した。

こうした背景を踏まえながら、今回の研究会では以下のような目標を設定して取り組んだ。

- 金融商品取引法と実施基準の内容を把握する。
- 企業としての具体的対応について、参加メンバー企業の事例を研究する。
- 内部監査部門の役割を明確にする。

同法および実施基準に係る企業の取組みは現在進行形であり、継続的な勉強と対応が必要とされるが、年度の締めくくりとして、これまでの研究内容を整理することにした。

会合記録（事例発表会社）と研究会メンバーは以下の通りである。

- ①2006年7月14日（大阪ガス） ②同8月25日（大日本住友製薬、富士火災）
- ③同9月29日（大阪証券取引所、池田銀行） ④同10月27日（三菱東京UFJ銀行）
- ⑤同12月22日（ノーリツ鋼機） ⑥2007年2月16日（大阪ガス [その後の進展]）
- ⑦同3月23日（研究内容まとめ）

研究会メンバー（五十音順）

大野恭介（座長）	新居邦晴	浦西完次	相知義文
田中邦武	谷澤好之	田村幸夫	松原英夫

II. 研究内容

1. 法律の概要

(1) 証券取引法の改正⇒金融商品取引法へ(法案成立：H18. 6. 7 公布日：H18. 6. 14)

法の主旨：投資者保護のための横断的法制の整備

- ①投資的な金融商品・サービスにすぎまなく同等の規制
- ②プロ向けと一般向けに差別化した規制
- ③取引所の上場審査・売買審査等の機能強化
- ④罰則の強化
- ⑤開示制度の見直し
 - ・四半期開示の法制化
 - ・財務報告に係る内部統制の強化(適正開示に関する経営者の確認等)
 - ・TOB制度、大量保有報告制度の見直し

(2) 財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度整備

- ①公布の日から起算して6ヶ月(一部は1年)を超えない範囲内に施行する。
 - ・H20. 4. 1以降に開始する事業年度から適用(附則第15条)

(3) 実施基準

金融庁企業会計審議会内部統制部会が平成19年2月15日に提示した。

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」で、財務報告に係る内部統制の評価・報告についての実施要領が示された。

2. 財務報告に係る内部統制の評価および監査の流れ

(1) 会社内

①財務諸表

- ・内部統制の構築をベースにして作成する。
- ・内部統制の構築は「3文書(業務記述書、業務フロー、リスクコントロールマトリックス)」の作成と有効性評価による。

②内部統制報告書

- ・内部統制を評価して、経営者が意見表明する。

(2) 外部監査人

①財務諸表監査 ⇒ 財務諸表監査報告書

②内部統制監査 ⇒ 内部統制監査報告書：監査人による意見表明

} 統合監査報告書

3. 各社の対応

(1) 参加各社の持回り発表により、準備進捗の情報交換を行ったところ、若干の早遅はあるが、基本的には同様の準備内容、日程となっている。

(2) 主要な準備事項(～H20. 3)

●内部統制の整備と運用

- ①基本計画・方針の策定

- ②全社的な内部統制の整備及び運用
- ③業務プロセスに係る内部統制の整備及び運用
- ④IT統制の整備及び運用
- 内部統制の評価手続き
 - ①コンサルタント会社の選定と発注
 - ・自社の会計監査人とは別の会社にする必要がある
 - ②対象となる業務範囲の決定
 - ・連結B/S、P/Lに占める割合の大きい業務
 - ⇒「実施基準」を参考にする。
 - ③財務報告に係る内部統制の文書化（「3文書」の作成）
 - ・ただし、業務記述書については、既存のマニュアル等があれば作成不要との見解がある。
 - ・ひな型の作成⇒モデル業務の文書化⇒文書化の全社展開
 - ④自己点検の実施（ライン部署による）
 - ・自己点検の仕組みづくり
 - ⑤有効性評価（内部監査部門によるプレ評価）
 - ・「整備状況」と「運用状況」の2段階で評価
 - ⑥社内教育
 - ・自己点検、有効性評価の両方について
 - ⑦外部監査人（会計監査人）によるプレ監査
- (3) 本番（H20.4～）
 - ・有効性評価本番、外部監査人による監査本番
 - ・社長意見表明、外部監査人による監査報告書作成

4. 内部監査部門の役割

- ・財務報告に係る内部統制の整備は、経理部やプロジェクトチームが推進主体（ないし事務局）となって行われる。従って、内部監査部門の主な役割は、当該主体への支援や、構築された内部統制の有効性を検証・評価することになる。
- ・有効性評価の範囲や内容をどのように設定するかについては、実施基準において一定の方針・考え方は示されているものの、各社にとって今後の検討課題として残されている。
- ・いずれにしても、内部監査部門は、有効性評価のために相当のマnpワ-を割く必要があると思われる。本来の業務監査計画に及ぼす影響は大きい。その一方で、フローチャートやリスクコントロール・マトリックスを用いて行う有効性評価は、業務監査に直結する内容を含むことも考えられる。あるいは業務監査のためのヒントが得られる可能性もある。
- ・この意味でも、内部監査部門としては、このたびの法制化を受動的に受け止めるのではなく、能動的な姿勢で取組むことが重要であろう。

以上

参考資料1

会社法と金融商品取引法の内部統制比較

制度	内容	対象会社	時期
会社法 (内部統制全般)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会にて、「内部統制システム」の構築の基本方針を決定。 ・事業報告にて、その内容を開示。 	全ての大会社と委員会等設置会社	2006年5月法施行
	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント、コンプライアンス体制、業務の有効性・効率性など、幅広い概念の内部統制。 		
金融商品取引法 (財務報告に係る内部統制)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務報告に係る「内部統制」について、経営者が評価し、内部統制報告書を作成。 ・内部統制報告書を、金融庁に提出。(予定) 	上場会社及びその関係会社	2009年3月期から適用 (2008年4月開始の事業年度から)
	<ul style="list-style-type: none"> ・財務報告の信頼性を確保するための、限られた範囲の内部統制。 ・ただし、各業務の作業レベルにまで踏み込んだ内部統制のチェック方式が定められる。 		

4

参考資料2

既存の確認書制度

	金融庁	東京証券取引所
財務諸表の適正性に関する確認書	「代表者確認書」	「有価証券報告書等の適正性に関する確認書」
提出義務	任意（実績は200社程度）	強制
導入時期	04年3月期より	05年1月期より
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の記載内容が適正であることを確認した裏付け ・確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した裏付け及びその内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出時点での確認 ・財務諸表の内容に不実の記載がないと認識している背景・理由。 ・金融庁の確認書の写しで代替可能。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書 ・半期報告書 ・有価証券届出書 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書 ・半期報告書
根拠規程	企業内容等の開示に関する内閣府令	上場有価証券の発行者の会社情報等の適時開示等に関する規則

5

参考資料 3

実施基準のポイント（財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ）

全社的な内部統制の評価

（原則、すべての事業拠点について全社的な観点で評価）

決算・財務報告に係る業務プロセスの評価

（全社的な観点での評価が適切なものについては、全社的な内部統制に準じて評価）

決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価

1. 重要な事業拠点の選定

売上高などを用いて金額の高い拠点から合算し、全体の一定割合（例えば、概ね3分の2程度）に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定

※事業拠点には、本社、子会社、支社、支店の他、事業部等も含まれる。

※企業の置かれた環境や事業の特性によって、異なる指標や追加的な指標を用いることがある。



2. 評価対象とする業務プロセスの識別

①重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目（一般的な事業会社の場合、原則として、売上、売掛金及び棚卸資産）に至る業務プロセスは、原則として、すべて評価対象
※当該重要な事業拠点が行う事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性が僅少である業務プロセスについては、評価対象としないことができる。

②重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点において、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加

（例）・リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス

・見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス

・非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス

③全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る評価の範囲、方法等を調整

※全社的な内部統制が有効でない場合、評価範囲の拡大、評価手続の追加などの措置が必要

※全社的な内部統制が有効である場合、サンプリングの範囲を縮小するなど簡易な評価手続の選択や、重要性等を勘案し、評価範囲の一部について、複数会計期間ごとの評価が可能



評価範囲について、必要に応じて、監査人と協議



3. 評価対象とした業務プロセスの評価

① 評価対象となる業務プロセスの概要を把握、整理

② 業務プロセスにおける虚偽記載の発生するリスクとこれを低減する統制を識別

③ 関連文書の閲覧、質問、観察等により、内部統制の整備状況の有効性を評価

④ 関連文書の閲覧、質問、観察、内部統制の実施記録の検証、自己点検の状況の検討等により、内部統制の運用状況の有効性を評価

※全社的な内部統制の評価結果が良好である場合等には、サンプリングの範囲を縮小



4. 内部統制の報告

① 内部統制の不備が発見された場合、期末までには是正

② 重要な欠陥が期末日に存在する場合には開示

出所：「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（金融庁企業会計審議会内部統制部会/平成19年2月15日）

